

○奈良県道路交通法施行細則の一部改正について（平成3年4月16日例規第15号）

〔沿革〕 平成4年5月例規第28号、13年4月第17号改正

この度、奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号。以下「細則」という。）の一部が別記のとおり改正され、平成3年4月16日から施行されることとなったから、次によって適切に運用されたい。

記

第1 改正の趣旨

初心運転者期間制度の新設や取消処分者講習制度の新設などを主な内容とした「道路交通法の一部を改正する法律」（平成元年法律第90号）及び社会問題化している違法駐車追放のための対策などを主な内容とした「道路交通法の一部を改正する法律」（平成2年法律第73号）の施行に伴い、関係法令に適応するよう細則の改正が行われたほか、その他規定の整備が行われたものである。

第2 改正の要点

- 1 道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）の施行に伴い、奈良県警察本部交通部運転免許課長を経由して行う申請その他の手続を追加した。（第2条）
- 2 警衛等に使用する車両で、道路標識等によるすべての交通の規制から除外される車両の表現を改めた。（第7条の5）
- 3 道路交通法の一部を改正する法律（平成2年法律第73号）により新設された、放置車両に係る指示は、文書により行うこととした。（第11条の2）
- 4 道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）の施行に伴い、再試験を行う場所及び道路について規定した。（第21条）
- 5 運転免許課における運転免許試験のうち、技能試験は指定の日時に、その他の試験及び再試験については即日行う旨を規定した。（第22条）
- 6 再試験の順序について規定した。（第23条第2項）
- 7 審査を行う場所並びに日の指定及び審査結果の発表についての規定を明確にした。（第28条第2項）
- 8 緊急自動車の運転資格の審査を受ける場合の手続を新たに規定した。（第28条の2）
- 9 道路交通法の一部を改正する法律（平成2年法律第73号）により新設された、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）について、その委嘱の手続を規定するとともに、推進委員は貸与された地域交通安全活動推進委員証等を携帯、

着用しなければならない旨を規定した。（第34条）

- 10 地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）は、警察署ごとに組織するものとし、その名称は警察署名を冠することとした。（第35条）

第3 運用解釈上の留意点

1 警衛等に使用する車両に対する交通規制の特例（第7条の5関係）

第1号の「警衛列自動車」とは、警衛細則（昭和54年2月警察庁訓令第2号）第17条に定める自動車お列の編成内の自動車をいい、第2号の「警護列自動車」とは、警護要則（昭和40年国家公安委員会規則第3号）第4条第6号に定める警護対象者のために編成された自動車列内の自動車及び計画に従って当該用務に従事する自動車をいう。

2 放置車両に係る指示（第11条の2関係）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の3に規定する放置車両に係る指示（以下「指示」という。）は、使用者の車両の運行管理に瑕疵がある場合に、放置行為を防止するため使用者が講ずべき措置を、使用の態様に応じて示し、その履行を義務付けるものである。

指示は、罰則によって担保されているわけではないが、指示を受けたにもかかわらず、なお反復して放置行為が行われた場合には、使用者に対する使用制限命令が行われ得るものであり、処分性を有するものと解される。

したがって指示は、別記様式第10号の2の「放置車両に係る指示書」により、その内容及び理由を具体的かつ明確に記載して行うこと。

なお、指示を行う場合における事務の取扱手続については、別に定める「放置車両に係る指示及び自動車の使用制限に関する事務取扱規程」によること。

3 運転者の遵守事項（第15条関係）

第3号中「雪路用タイヤ」とは、スノータイヤ、スパイクタイヤ及びスタッドレスタイヤをいう。

4 試験の場所及び道路（第21条関係）

第2号に規定する「公安委員会の指定する場所」には、運転免許試験場以外で行う運転免許試験又は原動機付自転車運転免許試験（以下「原付試験」という。）の場所が該当し、「公安委員会の指定する道路」には、法第97条第2項の規定に基づいて行う路上試験を行う道路が該当するものである。

5 試験の日の指定（第22条関係）

- (1) 第1項本文は、運転免許課における免許試験（技能試験を除く。）及び再試験について、免許申請書あるいは受験申込書を受理した日に試験を行ういわゆる即日試

験制度を表明したものであり、即日試験制度の円滑な運用を図るため受付時間外の申請は、受理しないこととする。また、同項ただし書の「特別の理由があるとき」とは、風雨、降雪等の気象条件によるやむを得ない事情のほか、受験者が多数のため全部の受験者に即日試験を実施できないときなどをいう。

(2) 第2項は、即日試験及び免許証の即日交付に伴い、物理的に受験人員の制約を余儀なくされたものであり、短期間で大量処理が不可能な試験項目であることから、指定による方法としたものである。

(3) 第3項は、出張試験又は警察署で行う原付試験を指し、これらを行うときは、日時を指定して行うものとしたものである。

6 合格決定の取消し等の通知（第25条関係）

運転免許試験合格取消し通知及び運転免許試験受験停止通知は、運転免許課長が行うこと。

7 推進委員及び協議会（第34条及び第35条関係）

(1) 推進委員は、名誉職であるが非常勤特別職地方公務員たる身分を有するとともに刑法上の公務員に当たる。そこで、第34条第2項及び第3項は、推進委員に対して地域交通安全活動推進委員証、推進委員記章及び推進委員腕章を貸与し、その活動に当たっては携帯ないし着用を義務付けることによって、公務員たる身分及び活動の公務性を担保するものである。

(2) 推進委員がその活動を効率よく行い、本来の効果を十分に発揮するため、協議会は警察署ごとに組織することとし、わかりやすいよう当該警察署の名称を冠することとしたものである。

(3) その他推進委員及び協議会の運用に関しては、別に定める「地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会運用要綱」（平成3年4月例規第16号）によること。